

沖縄県立埋蔵文化財センター発注 委託業務の再委託について

沖縄県立埋蔵文化財センターから委託を受けた業務について再委託を行う場合は、事前に申請・承認の手続きが必要となります。

- 契約時点で再委託を予定する場合
 - 工程計画表提出時に申請・承認
- 作業中に再委託が必要となった場合
 - 担当職員と調整の上、申請・承認
- すでに申請・承認を受けたが、追加・変更
 - 担当職員と調整の上、変更申請・承認

注意 再委託できる業務内容には、制限があります

下記のような業務は再委託できません

- 委託業務を一括もしくは分割して全部を第三者に委託すること
- 業務の総合的な企画及び判断、業務遂行における管理・監督を第三者に委託すること
- 業務の総括的な確認検査、及びその責任を第三者に委託すること

申請時に必要な書類について

担当職員と調整の上、再委託の申請書類を提出する場合、以下の書類の提出をお願いします。

- 業務の一部を再委託(変更)する場合 ※変更の場合は変更箇所の書類のみ
 - 1 業務一部再委託(変更)承諾願
 - 2 履行体制に関する書面
 - 3 担当技術者の経歴書
 - 4 保有資格等の写し
 - 5 本人確認用の免許証の写し
 - 6 再委託先見積書等
- ※1、2、3の書類については別添様式を使用すること。
- 担当技術者等を変更する場合 (再委託の承諾後、担当者を変更する場合)
 - 1 担当技術者等変更願
 - 2 履行体制に関する書面

- 3 担当技術者の経歴書
- 4 保有資格等の写し
- 5 本人確認用の免許証の写し
- 6 その他変更の確認に必要な書類

※ 1、2、3の様式については別添様式を使用すること。

再委託を行う際の注意事項

下記の業者には再委託できません

- この委託業務に伴う入札に参加した者
- 沖縄県の指名停止措置を受けている者
- 暴力団員又は暴力団と密接な関係をもつ者

再委託とは

委託契約の履行にあたり、その全部又は一部について、第三者と委託又は請負に係る契約を結ぶこと。

※当該委託業務を行う上で必要な資材・機材の買い入れ又は借り入れ契約は再委託に該当しません。